

京都市建築基準条例の一部を改正する条例(令和元年11月13日京都市条例第28号)
(都市計画局建築指導部建築審査課)

1 建築基準法施行令(以下「政令」という。)の一部改正を踏まえ、都市計画区域内にある長屋に関し、各戸の主な出入口を道路に面して設けることとする規定を適用しない場合における各戸の界壁の基準について、耐火構造又は準耐火構造である場合に加え、防火上支障がないものとしての基準を新たに定めることとしました。

2 政令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第28号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第8条第2号イ中「界壁」の右に「(防火上支障がないものとして別に定める界壁を除く。)」を加え、同条第3号中「令第136条の2各号に掲げる技術的基準」を「別に定める基準」に改める。

第26条中「第112条第13項第1号」を「第112条第18項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)